

条 例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十三号

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成十年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第十条第二項中「（法第五十四条第三項の書類に限る。）」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四条第一項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改める。

第十五条第一項中「及び第五十四条第二項から第四項まで」を「並びに第五十四条第二項及び第三項」に改める。

第十六条第一項中「第五十四条第五項」を「第五十四条第四項」に改める。

附 則

この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）の施行の日から施行する。